

湯浅町水道事業「水道料金改定（案）」に関するパブリックコメント実施要項

町政策の案の名称	水道料金改定（案）について
意見募集の趣旨	湯浅町水道事業では、今後、人口減に伴い水道料金収入の減少が見込まれる一方で、施設・管路の更新や耐震化に要する多大な財源を確保し、将来に渡り健全な事業運営を持続するため、料金改定に係る基本方針として「水道料金改定（案）」を策定。本案について意見を募集するもの。
意見を提出できる方	1 給水区域内に在住・在勤・在学の方 2 給水区域内に事務所・事業所を有する方または法人、そのほかの団体 3 このパブリックコメント実施に係る事案に利害関係を有する方
意見の募集期間	令和4年10月3日（月）～ 令和4年11月11日（金）
意見の提出方法	<p>所定の様式①に必要事項を記入し、持参または郵便等による送付、ファックス、電子メールにより提出してください。</p> <p>公表資料・応募用紙（様式①）は 水道事務所、湯浅町役場2階総務課、および広川町役場2階総務課の各窓口で配布しています。また湯浅町ホームページからダウンロードすることもできます。</p> <p>【意見の提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接持参する場合・・・湯浅町水道事務所まで。 ・郵送等による送付 の場合（令和4年11月11日（金）必着） 〒643-0003 湯浅町別所331番地 湯浅町水道事務所あて ・ファックスの場合 0737-63-5965 ・電子メールの場合 suido@town.yuasa.lg.jp <p>* 直接持参される場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までの間にお願いします。</p> <p>* ファックス、メールにより提出される場合は、送信後、水道事務所まで受信されているかどうか、電話でのご確認をお願いします。</p> <p>* 上記方法により提出が難しい場合は、水道事務所までご相談ください。</p>
公表資料	水道料金改定（案）説明資料 ①～③
担当部署	湯浅町水道事務所 総務係
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・結果の公表にあたっては、同趣旨のご意見を取りまとめるうえ、その要旨とそれに対する町の考え方をまとめたものを、水道事務所、湯浅町役場総務課、広川町役場総務課の各窓口、ホームページで公表する予定です。なお、個人が特定できる内容については公表しません。 ・個人情報、湯浅町個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・提出していただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。・ご提出いただいたご意見の原稿は、返却しませんので、ご了承ください。・内容のわかりにくいものや匿名のご意見、本案件に直接関係がないと思われるご意見に対しては、湯浅町の考え方を示さない場合がありますので、ご了承ください。 |
|--|--|